

＜整理の考え方＞
これまでの議会改革の成果を取りまとめて、体系的に整理し、市民にわかりやすく提示することを旨としたうえで、会議で合意された次の考え方を踏まえ整理した。

- ①「基本条例たたき台案」をベースに協議を行う
- ②全会派一致した事項を盛り込む

1 たたき台案に関する意見等（全般的なもの）

【共産】 ・ 昨今、議員の政務活動費や議員自身の不祥事が多く報道される中、住民から負託された議員が二元代表制を担うにふさわしい資質を向上させ市民から信頼され、議会でのチェック機能をさらに強化し、住民とともに市政をよりよいものへと発展させていくためにも、議会基本条例を制定後も、これを実践し、評価し、見直し、計画していく立場で常に研鑽していくこと、その際、市民、学識経験者の力も借りながら、改善していく方向で進めていくことが重要だと感じます。 ・ 議会基本条例などの制定にあたって、基本方向を示し、市民への情報公開をした上で、市民の意見を聞き、市民参加を促進していく。 ・ 検討していくうえでの委員会などの傍聴はもちろんのこと、意思形成過程を可能な限り示しながら、市民意見を吸い上げ反映していく仕組みを作っていく。
【市民ネット】 ・ 議会が目指す方向性については明記されているものの、それを、どのような手法で実現させるのかの記述が不足している感がある。市民が「開かれた議会」であると具体的にイメージできる活動を検討し、今後条例に盛り込んでいくことも必要と考える。

2 たたき台案に関する意見等（各章等に対するもの）

たたき台案の章・条文		修正意見
前 文		【共産】 ・ 「地方自治の原点である」の前に「日本国憲法に定める」を追加し、「二元代表制の一翼を担う議会の権能を高めることにより市民福祉のさらなる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。よって、ここに千葉市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する」と追加する。 ・ 「多数決を基本としつつも」は、「全会一致を基本としつつも」に修正を求める。 【市民ネット】 ・ この条例が議会改革のゴールであるかのような印象を与えてしまうため、「これまでの議会改革の成果を確かなものとする」ともに」の一文は入れなくても良い。
第1章	・目的(第1条) ・基本理念(第2条)	【共産】 ・ 第1条中段を次のように修正する。 「議会及び議員に関する必要な事項を定める」⇒「分権と自治の時代にふさわしい議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定める」
第2章	・議会の役割及び活動原則(第3条)	【公明】 ・ 特色を出すために、「議会改革の推進」を単独条文とする。
第3章	・議員の役割及び活動原則(第4条) ・政治倫理(第5条) ・会派(第6条)	【共産】 ・ 第5条に次の条文を追加する。 「政治倫理は、議員は二元代表制の一翼を担う市民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。」
第4章	・議会運営に関する原則(第7条) ・議長及び副議長(第8条) ・会期(第9条) ・委員会(第10条) ・質疑又は質問(第11条)	【未来民進】 ・ 第11条第2項を具体的に反問権としての条項とする。 【共産】 ・ 議員問討議の保障に関する条文を加える。 ・ 反問権・反論権の保障に関する条文を加える。
第5章	・市民との関係(第12条) ・広報及び広聴の充実(第13条) ・会議等の公開(第14条)	【未来民進】 ・ 第13条の後段を次のように修正する。 「多様な手段を用いて、広報及び広聴の充実に努めるものとする。」⇒「多様な情報発信手段を用いて、広報及び広聴の充実に積極的に取り組むものとする。」 【市民ネット】 ・ 第13条の中にいくつか具体的な手法を入れた方がよい(札幌市の例のように)。
第6章	・市長等との関係(第15条) ・議決事件の追加(第16条) ・議会への説明等(第17条) ・監視及び評価(第18条) ・政策の立案等(第19条)	
第7章	・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	【自民】 ・ 議事機関として二元代表制の一翼を担う議会のさらなる機能の強化を図るため、議会に必要な予算の確保や議長の人事権の強化に関する規定を追加すべきである。 【未来民進】 ・ 第23条第1項 「議会の機能強化に努めるものとする。」⇒「議会活動の充実及び強化に努めるものとする。」 【共産】 ・ 第21条は、調査機関を設置できるまで拡充する。 ・ 第25条第1項後段を次のように修正する。 「議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。」⇒「議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るものとする。」 「議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任命権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議するものとする。」(追加) 「議会事務局職員は、議員とともに住民の負託に応えるために、その職務を全うしなければならない。」(追加)
第8章	・議員の定数(第26条) ・議員報酬等(第27条)	
第9章	・他の条例等との関係(第28条) ・検討(第29条)	【未来民進】 ・ 検証と見直し条項を付け加えてほしい。 【共産】 ・ 第29条を「この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、条例改正を含めて適切な措置を講じるものとする。」という京都市と同様の規定とする。
附則		